

三豊市主催のイベント・行事等の開催基準

令和4年6月28日

1. 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの密」(①密閉②密集③密接)の徹底的な回避や基本的な感染対策が不可欠である。

このことから、行事・イベントについては、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提にして、香川県が示す「感染警戒対策期における対策(6月20日以降)について」等を基に判断し、県の対処方針の移行期間ごとの基本的な考え方に基づき開催するものとする。

2. 開催する場合の感染防止対策

- ① 発熱や風邪症状のある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- ② 不織布マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- ③ 手指用アルコール消毒液等の設置や手洗いを励行すること。
- ④ 屋内での開催の場合は定期的に換気を実施すること。

※県の警戒レベルが「**感染警戒対策期**」に移行したことから、公共施設での飲食等については原則認めるものとする。ただし、座席間隔の確保、換気、会話時の不織布マスク着用等感染防止対策を徹底すること。

施設管理者等が別に定める感染防止対策や基準等がある場合にはそれに従うこと。

3. 基準の適用期間

この基準は令和4年7月1日から当面の間、運用する。

4. 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。